

オンラインを活用した会議開催について

本市会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、これまでも議会運営における感染対策に取り組んできた。一方で、現行規定においては濃厚接触者になった議員は会議を欠席せざるを得ない等の課題があるため、議員の参集が困難となり議会運営に支障が生じることも想定される。

このような参集困難な緊急事態においても議会機能を維持するための方法として、オンラインを活用した会議開催について検討する。

1 「議員の参集」の考え方

- ◆議員は本会議・委員会が開催される場所に参集することが基本である。

《参集を基本とする主な理由》

○本会議・委員会は直接傍聴により公開されていること。

【地方自治法第115条第1項・委員会条例第13条第1項】

○「議会は市民の多様な意見等を把握し、市政に反映し得る合議体」（議会基本条例第2条）として、団体意思を決定する重要な役割を担っていること。

○議員の意思表示は疑義が生じる余地のない形で行われる必要があること。

【総務省QA（総行行第180号 R2.7.16）】

2 本会議・委員会のオンラインを活用した会議開催の可否

- ◆本会議は、現行法では不可。
- ◆委員会は、委員会条例や会議規則等の改正により可。

《オンラインを活用した会議開催可否の考え方》

本会議

地方自治法に規定されている本会議の「出席議員」とは、現に議場にいる者と解されている（行政実例 昭25.6.8）。これを踏まえ、総務省（総行行第180号 R2.7.16）においてもオンラインの活用は認められないとしている。

委員会

委員会に関し必要な事項は条例で定めるとされており（地方自治法第109条第9項）、委員の出席に係る条例・規則等を改正することによりオンラインを活用した会議開催は可能である。

ただし、総務省（総行行第180号 R2.7.16）においては、委員会も開催場所に参集することが基本であるとしており、そのうえで新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から参集が困難と判断される実情がある場合に、オンラインを活用することは差し支えないとしている。

3 全国市議会議長会における検討内容

- ◆「オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等の改正」について、同会において検討がなされ、その結果が2月9日に各議会に送付された。

参考 全国市議会議長会における検討結果の概要

1 委員のオンライン出席	<p>①新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延 ②災害等の発生等</p> <ul style="list-style-type: none">・上記事由により、委員会の開会場所に参集することが困難と認めるとき、委員長はオンラインによる方法で委員会を開くことができる（ただし秘密会は除く）。・そのうえでオンラインによる方法で出席を希望する委員は委員長に届け出る。
2 当局説明員	<ul style="list-style-type: none">・<u>オンラインでの出席も可とする。</u>・<u>要件（事由）は明記しない。</u>
3 公述人・参考人	<ul style="list-style-type: none">・<u>オンラインでの出席も可とする。</u>・<u>要件（事由）は定めない。</u> <p>※公聴会・参考人制度は充実した審査を実現するための制度であり、近年これらの制度の積極的活用が求められている状況を考慮すると、オンラインがこれに寄与することが期待される。</p>

オンラインを活用した委員会の運用に関する 理事会協議結果（2月8日・15日運営理事会）

1 事由

（1）2月8日理事会協議結果

- 新型コロナウイルス感染症その他の重大な感染症のまん延
 - 災害等の発生等
- ※上記を事由とした参集が困難な場合に限る。

（2）2月15日理事会協議結果

- 「災害等の発生等」とは、大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときとする。
- ・市会BCPに基づく市会災害対策会議が設置された場合は、同会議において、委員会の開催の有無、委員会を開催する場合のオンラインの活用も含めた運営方法等について協議する。その協議結果を踏まえ、正副委員長でオンラインでの開催について協議する。
- ・市会災害対策会議が設置されない場合（台風の接近や大雪により参集が困難な場合等）は、その時点の状況を踏まえ、正副委員長でオンラインでの開催について協議する。

2 開催手続

（1）2月8日理事会協議結果

- 1の事由により、参集することが困難と認めるとき、委員長は、副委員長と協議のうえ、オンラインを活用した委員会を開くことができる（ただし、秘密会は除く）。
- オンラインで出席する委員は委員長に申請する。

（2）2月15日理事会協議結果

- オンラインを活用した委員会を開催する場合は、議長にあらかじめ連絡したうえで各委員に連絡する。
- オンラインでの参加は委員からの申請に基づく許可制とする。
- 委員は、委員会開会日の前日（市の休日を除く）の正午までに委員長宛に書面にて申請する。ただし、申請期限後に参集困難な事態が生じた場合等やむを得ない事情があると委員長が認めた場合は、期限後の申請も受け付ける。
- 委員長は、委員の申請内容に基づき、副委員長と協議のうえ、委員が参集困難と認めるときはオンラインによる参加を許可する。
- 新型コロナウイルス感染症を事由としたオンラインによる参加については、「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた議会運営」に次の内容を追加する。
 - ・「委員が感染者となった場合」及び「濃厚接触者となった場合」はオンラインによる参加を許可する。それ以外の場合は、正副委員長で協議のうえ、許可を決定する。

3 対象会議

(1) 2月8日理事会協議結果

○以下の①から⑤までの委員会等を対象とする。

①常任委員会	
②特別委員会	
③市会運営委員会 (運営理事会も含む)	※現行の代理出席(同会派の議員が出席)の運用も継続する。ただし、委員外議員は表決できないため、主に表決が必要な場合にはオンラインで出席する方法も活用する。
④予算・決算特別委員会 (基本計画特別委員会等も含む)	※質問者が参集困難な場合は、従前どおり同会派の別委員が質問を行うこと、または文書質問等の代替措置で対応する。
⑤ ④の理事会	

(2) 2月15日理事会協議結果

- 常任委員会、特別委員会(予算・決算特別委員会等も含む)、市会運営委員会を対象とし、要綱に規定する。
- 委員会の下に設置する理事会、分科会、小委員会(以下「理事会等」)については、会議規則第73条第4項の規定に基づき、各委員会で理事会等の運営方法を決定することとなっているため、要綱で一律には規定せず各委員会で決定する。
 - ・運営理事会については、市会運営委員会申し合わせ・確認事項(以下「運営申合せ」)の「市会運営委員会」の項に、オンラインを活用した理事会が開催できる旨を規定する。
 - ・予算・決算特別委員会の理事会については、運営申合せの「予・決算特別委員会」の項に、オンラインを活用した理事会が開催できる旨を規定したうえで、初委員会において決定する。
 - ・その他については、理事会等を設置する際に、その運営方法を協議する中でオンラインの取扱いについて決定する。
- 予算・決算特別委員会において、質問者が参集困難な場合の文書質問の実施方法等については、先例を踏まえ、予算・決算特別委員会において対応を決定する。

4 対象者

(1) 2月8日理事会協議結果

- 委員（委員長職を務める者は円滑な委員会運営を行う観点から原則対象外）

(2) 2月15日理事会協議結果

- 委員長職を務める者は、原則として招集場所に参集する。
- 副委員長もオンライン参加の対象とする。ただし、副委員長が委員長職を務める場合を除く。
- オンラインにより参加する場合、場所は原則自宅又は事務所等とし、その場所には委員以外の者を入れてはならない。また、情報セキュリティ対策を適切に講じるとともに、委員会に関係ない映像や音声を入れてはならない。
- オンライン委員は、委員会開会予定時刻の30分前までに通信確認を行う。
- オンライン委員は、委員会開会中は常に映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話できるようにしなければならない。
- オンライン委員は、退席する場合及び委員会休憩時は、委員自らが映像と音声の送受信を停止する（当局交代等の短時間の休憩時は停止しない）。
- 委員長は、「開会前」「昼休憩・3時休憩等の再開前」にオンライン委員の本人確認・通信確認を行う。
- オンライン委員は、円滑な調整を行えるよう携帯電話番号等の緊急連絡先をあらかじめ委員長に連絡する。
- 委員会に出席する正副議長・委員外議員・議案等の提案者及び修正案提出者もオンラインの対象とし、その取扱いは委員に準じる。
- 傍聴議員は対象者とししない（インターネット中継を利用する）。

5 表決

(1) 2月8日理事会協議結果

- オンライン出席委員も表決できる。
- 表決は挙手により行い映像で確認する。映像で確認し難い場合は、音声（必要に応じて電話等）により補足的に確認する。

(2) 2月15日理事会協議結果

- 表決は委員会室に参集している委員と同時に行う。
- 採決方法が起立採決の場合もオンライン委員の表決は挙手で行う。
- 挙手する際は、賛成の意思が明確に判別できるよう、挙手の状態で指先を上にした手のひら全体が映像に映るようにする。
- オンライン委員の賛否は映像により確認できなければならない（音声のみでは本人の意思が明確に確認できないため不可）。ただし、委員長は映像が不鮮明であるなど、オンライン委員の賛否が判別できない場合は、オンライン委員との通信状況を確認する。それでもなお、映像で賛否を確認できない場合は、棄権したものとみなす。

6 費用弁償

(1) 2月8日理事会協議結果

- 現行制度では居住区ごとに支給額を分けていることを踏まえ、オンライン出席委員には支給しない。

(2) 2月15日理事会協議結果

- オンライン委員に支給しない旨を規定するため、横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を改正する。
- オンラインで参加するために必要な費用（通信費等）は自己負担とする。

7 その他

(1) 2月8日理事会協議結果

- 委員会室内に、委員・当局・傍聴席から見える位置にモニターを設置し、オンライン出席委員を表示する。
- 別途要綱等を定め、通信障害時の対応等の詳細な運用方法について整理する。
- 当局については、説明・答弁予定者が出席できない場合、従前どおり代理者が対応することを基本とするが、オンラインで出席することも可とする。
- 公述人・参考人等については、公聴会・参考人制度は充実した審査を実現するための制度であり、オンラインの方法はこれに寄与するものであることから、事由は定めずオンラインで出席できるようにする。

(2) 2月15日理事会協議結果

①出席の取扱い

- 委員長がオンライン委員を映像により確認できる場合を出席とする。
- 通信障害等によりオンライン委員の状態を映像により確認することが困難な場合は、必要に応じて委員長は当該委員を退席したものとみなすことができる。

②通信障害時の対応

- 委員長は、通信状況を随時確認する。また、通信障害等の発生により委員会運営に支障があると認めるときは、適宜休憩を入れるなど臨機応変な対応をとる。
- オンライン委員の発言時に通信障害が発生した場合は、通信状況が復旧した後に再度発言させるなどの対応をとる。

③除斥の対応

- 委員長は、オンライン委員が除斥となる議事においては、除斥対象委員の映像と音声の送受信を停止する。ただし、除斥対象委員を出席させ発言させることについて委員会が同意した場合は停止しない。

④委員会資料

- オンライン委員はデータファイルで委員会資料を閲覧する。
- 委員会資料は市会デジタルキャビネットやEメール等により提供する。

⑤WEB会議システム

- WEB会議システムはZoomを使用する。
- Zoomでの表示名及び表示順序は登庁盤のとおりとする。
- オンライン委員の背景は無地とする。
- 設定方法等については別途資料を用意し配付する。
- 必要な機材等は各自で調達する。
- 委員会室内におけるオンライン委員を表示するモニター等の配置及びオンライン委員に提供する映像は別紙のとおりとする。別紙

⑥記録

- オンライン委員については、オンラインで出席した旨を明示する。
- 参集している委員と同様に、オンライン委員の発言も記録する。

⑦インターネット中継

- 常任委員会・特別委員会・市会運営委員会については、委員席全体を表示する際はオンライン委員を表示したモニターが映るようにする。
- 予算・決算特別委員会については、以下のとおりとする。
 - ・初委員会及び総合・局別審査の際は、従前どおり委員長及び質問者等の発言者を中心に表示する（オンライン委員を表示したモニターは映さない）。
 - ・採決の際は、オンライン委員を表示したモニターが映るようにする。

⑧当局が出席困難な場合の対応

- 説明・答弁予定者が出席できない場合、従前どおり代理者が対応することを基本とする。
- やむを得ず代理者での対応が困難な場合は、委員長の了承を得たうえで、オンラインでの出席も可能とする。

⑨公述人・参考人等のオンラインの活用

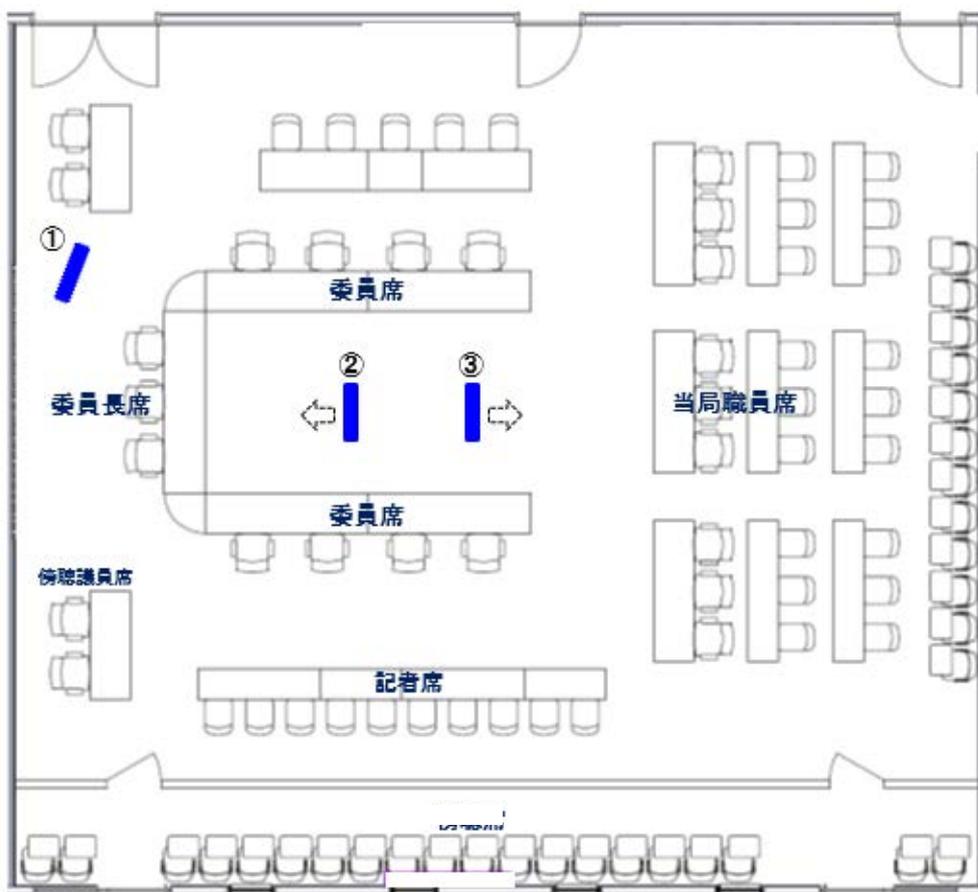
- 公述人・参考人等については事由を定めず、遠方にいる参考人に出席を求める場合や、感染症等により委員会室への出席が困難な場合等に活用する。

⑩その他

- 参集している委員と同様に、地方自治法及び会議規則・委員会条例等の各種規定はオンライン委員にも適用する。

常任・特別・運営委員会（イメージ図）

1 モニターの配置



※①～③の位置にモニターを新たに設置し、オンライン委員を表示します。

2 オンライン委員に提供する映像

- ・オンライン委員に、委員席及び当局席を表示する映像を提供します。
- ・各自の端末における映像の表示方法（並べて表示、特定の映像のみ表示等）は、WEB会議システムにおいて各オンライン委員がそれぞれ選択することができます。

委員席

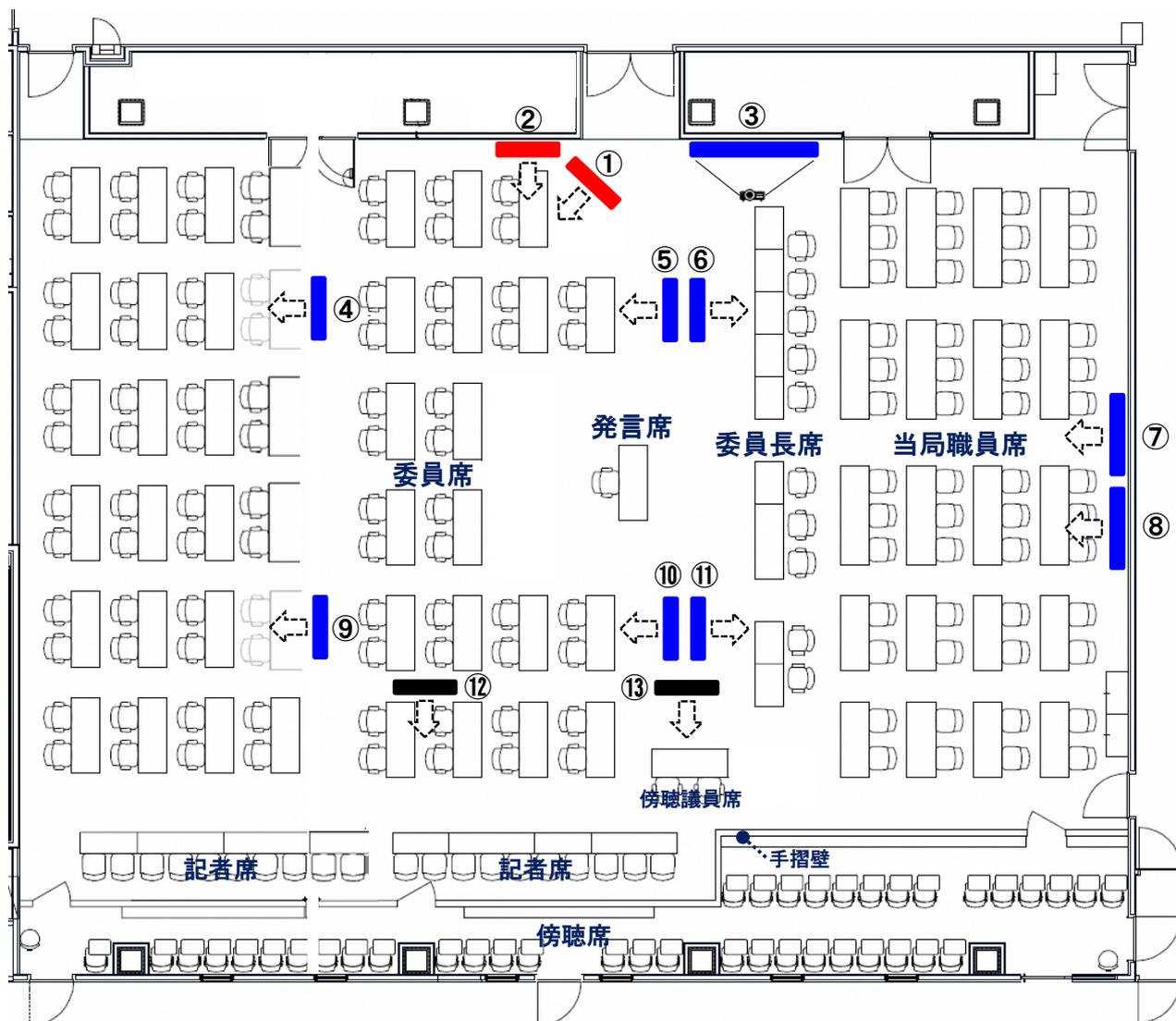


当局席



予算・決算特別委員会（イメージ図）

1 スクリーン・モニターの配置・表示内容



	①～②	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン委員を表示します。 ※モニター①はオンラインを活用した委員会の開催に当たり追加で設置します。
	③～⑪	<ul style="list-style-type: none"> ・総合審査及び局別審査の際は、従来どおり審査に必要な情報（発言残時間、質問者一覧、投影資料）を表示します。 ・初委員会及び採決の際はオンライン委員を表示します。
	⑫～⑬	<p>（変更なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傍聴者用にインターネット中継映像及び音声認識に基づく字幕を表示します。

2 オンライン委員に提供する映像

- ・オンライン委員に、委員長席・発言者席等を表示する5種類の映像を提供します。
- ・各自の端末における映像の表示方法（並べて表示、特定の映像のみ表示等）は、WEB会議システムにおいて各オンライン委員がそれぞれ選択することができます。

委員長席・発言者席



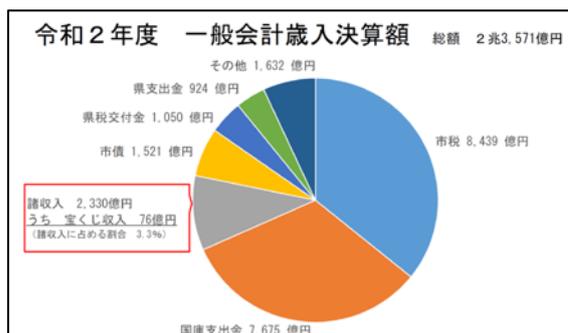
質問残時間・使用時間



当局職員席



投影資料



委員席 (全体)



予算・決算特別委員会における通常時のスクリーン・モニターの運用



	<p>②、⑥、⑦</p> <p>質問残時間・使用時間</p>	<p>⑧</p> <p>質問者一覧</p>	<p>③、④、⑤、⑨、⑩、⑪</p> <p>投影資料</p>
	<p>⑫</p> <p>インターネット中継映像</p>	<p>⑬</p> <p>音声認識に基づく字幕</p>	<p>①</p> <p>表示なし (オフ)</p>

オンラインを活用した委員会の例規に関する 理事会協議結果（2月15日運営理事会）

1 改正・制定する例規

- (1) 横浜市会委員会条例（一部改正）
- (2) 横浜市会オンラインによる方法を活用した委員会に関する要綱（制定）
- (3) 横浜市会会議規則（一部改正）
- (4) 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（一部改正）
- (5) 市会運営委員会申し合わせ・確認事項（一部改正）

2 例規改正等の考え方

- 地方自治法第109条第9項において「委員会に関し必要な事項は、条例で定める」とされていることから、横浜市会委員会条例において「委員長は、オンラインによる方法を活用した委員会を開くことができる」等の規定を設けます。
- そのうえで、横浜市会オンラインによる方法を活用した委員会に関する要綱を新たに設け、「開催手続」「オンライン出席委員の責務」「表決の方法等」「通信障害等が発生した場合の取扱い」など、運用する上で定めておく必要がある事項を規定します。
- また、その他横浜市会会議規則、横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例、市会運営委員会申し合わせ・確認事項については、協議結果に基づき条文の改正が必要となる部分について改正します。

※新型コロナウイルス感染症を事由としたオンライン参加に関する規定は、「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた議会運営」に追加します。

※協議結果のうち、オンラインによる方法を活用した委員会を運用するに当たっての考え方や細微な事項、また例規に規定することが困難な事項等については、条例や要綱等の例規には規定せず、市会運営委員会決定事項として整理します。

3 例規改正等の概要

(1) 施行日

いずれも令和4年2月18日

(2) 主な改正等の内容

ア 横浜市会委員会条例 別紙1

- 委員長は、「新型コロナウイルス感染症その他の重大な感染症のまん延」又は「災害等の発生等」により委員の参集が困難と認めるときは、オンラインによる方法を活用した委員会（以下、「オンライン委員会」という。）を開くことができる。ただし、秘密会は除く。
- オンライン参加を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得る。
- 除斥対象委員がオンラインで参加しているとき、委員会の同意があり発言する場合は、オンラインの方法で行うことができる。
- 公述人及び参考人は、オンラインによる方法で委員会に参加することができる。

第1条 趣旨

第2条 対象委員会

- ・ 常任委員会、市会運営委員会、特別委員会とする。

第3条 開催手続

- ・ 委員長は、オンライン委員会の開催に当たっては、副委員長と協議の上、決定する。
- ・ 委員長は、オンライン委員会の開催を決定した場合は、議長に連絡の上、各委員に連絡する。
- ・ オンライン参加を希望する委員は、開催日の前日の正午までに理由を付けて申請する。ただし、やむを得ない事情があると委員長が認めたときは、期限後も申請できる。
- ・ 委員長は、申請に基づき、副委員長と協議の上、参集困難と認めるときは許可する。

第4条 本人確認等

- ・ 委員長は開会前・再開前にオンライン出席委員の本人確認を行う。
- ・ 委員長は、オンライン出席委員を映像により確認できる場合に、当該委員を委員会に参加したものとする。

第5条 オンライン出席委員の責務

- ・ オンライン出席委員は、常に映像と音声の送受信により、委員会室の状態を認識しながら通話できるようにする。
- ・ 参加場所は原則自宅又は事務所等とする。
- ・ 情報セキュリティ対策を適切に講じる。
- ・ 委員以外の者を入れない。
- ・ 関係のない映像や音声が入り込まないようにする。

第6条 表決の方法等

- ・ 表決は参集委員とオンライン出席委員で同時に行う。
- ・ 挙手による表決を行う場合は、賛成の意思が明確に判別できるよう、指先を上にした手のひら全体が映像に映るように挙手をする。
- ・ 委員長は、オンライン出席委員の表決が映像により確認できない場合、通信状況を確認する。それでもなお確認できないときは、棄権したものとみなすことができる。

第7条 通信障害等が発生した場合の取扱い

- ・ 委員長は、通信障害等によりオンライン出席委員の状態が映像により確認できない場合、通信状況を確認する。それでもなお確認できないときは、当該委員を退席したものとみなすことができる。

第8条 除斥の取扱い

- ・ 除斥対象委員は、除斥となる議事の際には映像と音声の送受信を停止する。

第9条 委員会記録

- ・ 委員会記録には、オンライン出席委員がオンラインで参加している旨を記載する。

第10条 補則

ウ 横浜市会会議規則 別紙3

- 委員外議員が発言するに当たり、当該委員外議員は、委員長の許可を得てオンライン参加により発言することができる。
- 議案等の提案者・修正案の提案者は、委員長の許可を得てオンラインにより参加し、発言を求めることができる。

エ 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 別紙4

- オンライン委員は費用弁償の対象外とする。

オ 市会運営委員会申し合わせ・確認事項 別紙5

- 予算・決算特別委員会理事会及び運営理事会について、委員長は、オンラインによる方法を活用した理事会を開くことができる。
- オンラインによる方法を活用した理事会の開催事由等は、委員会の例による。

カ その他

- 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた議会運営 別紙6
- 市会運営委員会決定事項 別紙7

横浜市会委員会条例の一部改正（新旧対照表）

（下線は改正部分）

現 行	改正後
<p style="text-align: center;">（出席の特例）</p> <p>第 9 条の 2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他の重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会を招集する場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会を開き、当該委員会を招集する場所以外の場所から委員を委員会に参加させることができる。ただし、第 13 条の 2 の秘密会は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で参加を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</p> <p>3 前項の規定による許可を得て委員会に参加した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>4 オンラインによる方法を活用した委員会の開催手続その他必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">（定足数）</p> <p>第 10 条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、<u>第 12 条</u>の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">（委員長及び委員の除斥）</p> <p>第 12 条 委員長及び委員は、自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫もしくは兄弟姉妹の一身上に関する事件または自己もしくは</p>	<p style="text-align: center;">（出席の特例）</p> <p><u>第 9 条の 2</u> 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他の重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会を招集する場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会を開き、当該委員会を招集する場所以外の場所から委員を委員会に参加させることができる。ただし、<u>第 13 条の 2</u> の秘密会は、この限りでない。</p> <p><u>2</u> 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で参加を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</p> <p><u>3</u> 前項の規定による許可を得て委員会に参加した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p><u>4</u> オンラインによる方法を活用した委員会の開催手続その他必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">（定足数）</p> <p>第 10 条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、<u>第 12 条第 1 項</u>の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">（委員長及び委員の除斥）</p> <p>第 12 条 委員長及び委員は、自己もしくは父母、祖父母、配偶者、子、孫もしくは兄弟姉妹の一身上に関する事件または自己もしくは</p>

これらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(公述人の決定)

第 16 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定により申し出た者及びその他の者の中から委員会において決定し、議長を経て本人にその旨を通知する。

2 前条の規定により申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(参考人の意見聴取)

第 20 条 委員会が、参考人の出席を求め、その意見を聴こうとするときは、議長に通知しなければならない。

2 議長は、前項の規定による通知を受けたときは、その出席する日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を参考人に

これらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

2 前項の規定によりその議事に参与することができない委員が、第 9 条の 2 第 2 項の規定による許可を得て委員会に参加しているときは、当該委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

(公述人の決定)

第 16 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定により申し出た者及びその他の者の中から委員会において決定し、議長を経て本人にその旨を通知する。

2 前条の規定により申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

3 公述人は、オンラインによる方法を活用した委員会でない場合においても、オンラインによる方法で公聴会に参加して、意見を述べることができる。

4 前項の規定により公聴会に参加した公述人は、公聴会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

(参考人の意見聴取)

第 20 条 委員会が、参考人の出席を求め、その意見を聴こうとするときは、議長に通知しなければならない。

2 議長は、前項の規定による通知を受けたときは、その出席する日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を参考人に

<p>通知する。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、参考人の意見の聴取については、前3条の規定を準用する。</p>	<p>通知する。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、参考人の意見の聴取については、前3条の規定を準用する。</p> <p><u>4 参考人は、オンラインによる方法を活用した委員会でない場合においても、オンラインによる方法で委員会に参加して、意見を述べる<u>ことができる。</u></u></p> <p><u>5 前項の規定により委員会に参加した参考人は、委員会に出席したものとみなして、この<u>条例の規定を適用する。</u></u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>
--	--

横浜市会オンラインによる方法を活用した委員会に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28条。以下「条例」という。）第9条の2第4項の規定に基づき、同条第1項に規定するオンラインによる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）の開催手続その他オンライン委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象委員会)

第2条 オンライン委員会として開くことができる委員会は、次のとおりとする。

- (1) 常任委員会
- (2) 市会運営委員会
- (3) 特別委員会

(開催手続)

第3条 委員長は、オンライン委員会を開催するに当たっては、副委員長と協議の上、決定するものとする。

- 2 委員長は、オンライン委員会の開催を決定した場合には、その旨をあらかじめ議長に連絡した上で、当該委員会の委員に対し連絡するものとする。
- 3 前項の規定による連絡を受け、オンラインによる方法で委員会に参加を希望する委員は、当該委員会の開催日の前日（その日が横浜市の休日定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する休日（以下「市の休日」という。）である場合には、その前の市の休日でない日。以下同じ。）の正午までに、その理由を付けて、委員長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると委員長が認めたときは、当該委員会の開催日の前日の正午を過ぎてもこの項本文の規定による申請をすることができる。
- 4 委員長は、委員からの前項の規定による申請に基づき、副委員長と協議の上、当該委員が委員会を招集する場所に参集することが困難と認めるときは、条例第9条の2第2項の規定による許可をするものとする。

(本人確認等)

第4条 委員長は、委員会の開会前及び再開前（直前の休憩が短時間だった場合の再開前を除く。）にオンラインによる方法で委員会に参加する委員の本人確認を行うものとする。

2 委員長は、条例第9条の2第2項の規定による許可を得た委員を映像により確認できる場合に当該委員をオンライン委員会に参加したものとする。

(オンライン出席委員の責務)

第5条 オンライン出席委員（条例第9条の2第3項の規定により委員会に出席したものとみなされた委員をいう。以下同じ。）は、オンライン委員会を開催する室にいる状態と同様の環境をできる限り確保するため、委員会開会中及び短時間の休憩の際は常に映像及び音声の送受信によりオンライン委員会を開催する室の状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) オンライン委員会に参加する場所は、原則として、当該委員の自宅又は事務所等とすること。

(2) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(3) オンライン出席委員がオンライン委員会に参加するためにいる場所に当該オンライン出席委員以外の者を入れないこと。

(4) 委員会に関係しない映像又は音声が入り込まないようにすること。

2 オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の30分前までに、書記との間で映像及び音声支障なく送受信できていることを確認するものとする。

3 オンライン出席委員は、委員会を退席するとき及び委員会の休憩（短時間の休憩を除く。）のときは、映像及び音声の送受信を停止する措置を講じなければならない。

(表決の方法等)

第6条 オンライン委員会における表決は、オンライン委員会を開催する室に参集した委員及びオンライン出席委員で同時に行うものとする。

2 オンライン出席委員は、挙手による表決を行う場合は、賛成の意思が明確に判別できるよう、指先を上にした手のひら全体が映像に映るように挙手をするものとする。

3 委員長は、通信障害等により、オンライン出席委員の表決が映像により確認できない場合であって、通信の状況等を確認してもなおオンライン出席委員

の表決が確認できないときは、当該オンライン出席委員を棄権したものとみなすことができる。

(通信障害等が発生した場合の取扱い)

第7条 前条第3項に定めるもののほか、委員長は、通信障害等により、オンライン出席委員の状態が映像により確認できない場合であって、通信の状況等を確認してもなおオンライン出席委員の状態が確認できないときは、当該オンライン出席委員を退席したものとみなすことができる。

(除斥の取扱い)

第8条 委員長は、条例第12条第1項の規定により除斥の対象となる者が、オンラインによる方法で委員会に参加している場合は、その議事の際、当該オンライン出席委員の映像及び音声の送受信を停止するものとする。ただし、オンライン出席委員が同項ただし書の規定による発言を同条第2項の規定によりオンラインによる方法でするときは、この限りでない。

(委員会記録)

第9条 オンライン委員会について記録する委員会記録には、オンライン出席委員がオンラインによる方法で委員会に参加している旨を記載するものとする。

(補則)

第10条 横浜市会会議規則(昭和43年5月横浜市会規則第1号)、条例及びこの要綱に定めるもののほか、オンライン委員会に関し必要な事項は、適宜協議の上、決定するものとする。

横浜市会会議規則の一部改正（新旧対照表）

（下線は改正部分）

現 行	改正後
<p>（委員でない議員の発言）</p> <p>第 76 条 委員会は、審査または調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明または意見をきくことができる。</p> <p>2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。</p>	<p>（委員でない議員の発言）</p> <p>第 76 条 委員会は、審査または調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明または意見をきくことができる。</p> <p>2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。</p> <p><u>3 委員でない議員が第 1 項の規定により委員会において説明し、若しくは意見を述べ、又は前項の規定により発言するに当たり、当該委員会が横浜市会委員会条例（昭和 43 年 5 月横浜市条例第 28 号。以下「条例」という。）第 9 条の 2 第 1 項に規定するオンラインによる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会である場合には、当該委員でない議員は、当該委員会の委員長の許可を得て オンラインによる方法で当該委員会の開会場所以外の場所から委員会に参加して、説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。</u></p>
<p>（提案者及び修正案提出者の発言）</p> <p>第 78 条 提案者及び修正案提出者は、委員会に出席して発言を求めることができる。</p>	<p>（提案者及び修正案提出者の発言）</p> <p>第 78 条 提案者及び修正案提出者は、委員会に出席して発言を求めることができる。</p> <p><u>2 提案者及び修正案提出者は、当該委員会がオンラインによる方法を活用した委員会である場合には、前項の規定にかかわらず、当該委員会の委員長の許可を得て オンラインによる方法で当該委員会の開会場所以外の場所から委員会に参加して、発言を求めることができる。</u></p>

<p>(少数意見の留保)</p> <p>第 81 条 委員会において少数のため廃棄された意見で、他に出席委員 1 人以上の賛成を得たときは、これを少数意見として留保することができる。</p> <p>2 前項の留保者は、委員会の報告書が提出されるまで、少数意見の報告書を議長に提出しなければならない。</p> <p>3 少数意見を留保した議員は、会議においてこれを述べることができる。</p>	<p>(少数意見の留保)</p> <p>第 81 条 委員会において少数のため廃棄された意見で、他に出席委員 <u>(条例第 9 条の 2 第 3 項の規定により当該委員会に出席したものとみなされた委員を含む。)</u> 1 人以上の賛成を得たときは、これを少数意見として留保することができる。</p> <p>2 前項の留保者は、委員会の報告書が提出されるまで、少数意見の報告書を議長に提出しなければならない。</p> <p>3 少数意見を留保した議員は、会議においてこれを述べることができる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>
---	--

**横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部改正（新旧対照表）**

（下線は改正部分）

現 行	改正後
<p>（費用弁償）</p> <p>第5条 議員が職務のため出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の旅費は、横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）中、特号の者に支給する額により、同条例を準用してこれを支給する。</p> <p>3 議員が招集に応じて会議、委員会（分科会、小委員会及び理事会を含む。）又は地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場（以下「会議等」という。）に出席したときは、費用弁償として、1日につき、次の各号に掲げる議員の居住地の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。</p> <p>(1) 神奈川区、西区、中区、南区及び磯子区 1,000円</p> <p>(2) 鶴見区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、金沢区、港北区及び栄区 2,000円</p> <p>(3) 緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区及び瀬谷区 3,000円</p> <p>4 会議等の決定により議員が市内に出張したときは、費用弁償として、第1項に規定するもののほか、1日につき、前項各号に掲げる議員の居住地の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。</p>	<p>（費用弁償）</p> <p>第5条 議員が職務のため出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。</p> <p>2 前項の旅費は、横浜市旅費条例（昭和23年10月横浜市条例第73号）中、特号の者に支給する額により、同条例を準用してこれを支給する。</p> <p>3 議員が招集に応じて会議、委員会（分科会、小委員会及び理事会を含む。）又は地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場（以下「会議等」という。）に出席したとき <u>（横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）第9条の2第3項の規定により委員会に出席したものとみなされたときを除く。）</u> は、費用弁償として、1日につき、次の各号に掲げる議員の居住地の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。</p> <p>(1) 神奈川区、西区、中区、南区及び磯子区 1,000円</p> <p>(2) 鶴見区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、金沢区、港北区及び栄区 2,000円</p> <p>(3) 緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区及び瀬谷区 3,000円</p> <p>4 会議等の決定により議員が市内に出張したときは、費用弁償として、第1項に規定するもののほか、1日につき、前項各号に掲げる議員の居住地の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。</p> <p align="center">附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

市会運営委員会申し合わせ・確認事項の一部改正（新旧対照表）

（下線は改正部分）

現 行	改正後
<p data-bbox="236 353 491 389"><u>予・決算特別委員会</u></p> <p data-bbox="236 405 600 441">3 理事及び理事会について</p> <p data-bbox="236 452 801 533">(1) 予算・決算特別委員会に理事会を設けることとする。</p> <p data-bbox="236 546 801 725">(2) 各委員会の理事については、それぞれ正副委員長及び交渉会派各 1 人とする。ただし、所属議員が 25 人以上の会派は 2 人とする。</p> <p data-bbox="236 739 801 869">(3) 各委員会の理事会は、相互の円滑な委員会運営を図るため、緊密な連絡を行うこととする。</p> <p data-bbox="236 882 801 1012">(4) 理事会は、傍聴を認めることとする。理事会の傍聴の取扱いに関しては、委員会と同様とする。</p>	<p data-bbox="858 353 1114 389"><u>予・決算特別委員会</u></p> <p data-bbox="858 405 1222 441">3 理事及び理事会について</p> <p data-bbox="858 452 1423 533">(1) 予算・決算特別委員会に理事会を設けることとする。</p> <p data-bbox="858 546 1423 725">(2) 各委員会の理事については、それぞれ正副委員長及び交渉会派各 1 人とする。ただし、所属議員が 25 人以上の会派は 2 人とする。</p> <p data-bbox="858 739 1423 869">(3) 各委員会の理事会は、相互の円滑な委員会運営を図るため、緊密な連絡を行うこととする。</p> <p data-bbox="858 882 1423 1012">(4) 理事会は、傍聴を認めることとする。理事会の傍聴の取扱いに関しては、委員会と同様とする。</p> <p data-bbox="858 1025 1423 1299">(5) <u>委員長は、オンラインによる方法を活用した理事会を開くことができる。この場合において、オンラインによる方法を活用した理事会の開催事由その他必要な事項は、オンラインによる方法を活用した委員会の例による。</u></p>
<p data-bbox="236 1361 434 1397"><u>市会運営委員会</u></p> <p data-bbox="236 1411 600 1447">3 理事及び理事会について</p> <p data-bbox="236 1458 801 1538">(1) 市会運営委員会に理事会を設けることとする。</p> <p data-bbox="236 1552 801 1637">(2) 市会運営委員会の理事については、正副委員長及び交渉会派各 1 人とする。</p> <p data-bbox="236 1650 801 1731">(3) 理事は緊密な連絡と運営を図ることとする。</p> <p data-bbox="236 1744 612 1780">(4) 理事会は、非公開とする。</p>	<p data-bbox="858 1361 1056 1397"><u>市会運営委員会</u></p> <p data-bbox="858 1411 1222 1447">3 理事及び理事会について</p> <p data-bbox="858 1458 1423 1538">(1) 市会運営委員会に理事会を設けることとする。</p> <p data-bbox="858 1552 1423 1637">(2) 市会運営委員会の理事については、正副委員長及び交渉会派各 1 人とする。</p> <p data-bbox="858 1650 1423 1731">(3) 理事は緊密な連絡と運営を図ることとする。</p> <p data-bbox="858 1744 1235 1780">(4) 理事会は、非公開とする。</p> <p data-bbox="858 1794 1423 2067">(5) <u>委員長は、オンラインによる方法を活用した理事会を開くことができる。この場合において、オンラインによる方法を活用した理事会の開催事由その他必要な事項は、オンラインによる方法を活用した委員会の例による。</u></p>

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた議会運営 《第1回市会定例会から第2回市会定例会前まで》

※網掛け部分を追加

1 会議開催に当たっての基本的な感染対策

議員、当局及び報道関係者が本会議・委員会等に出席等するに当たっては以下の対応を取る。

- (1) マスク等の着用を原則とする。
- (2) 議場・委員会室等に入室する際は、手指消毒を徹底する。
- (3) 3密を回避し、人と人との間隔をできるだけ空けるよう留意する。
- (4) 会議開始前までに各自検温を実施し、発熱又は風邪の症状がある場合は、欠席する等の適切な対応を取る。
- (5) 空調により室内への外気の取り入れ・空気の循環を行う。また、空気が循環する環境をより整えるため、会議運営上支障のない範囲で扉を開放する。

2 本会議・委員会等

- (1) 本会議及び委員会等においては、引き続き、効率・効果的な運営となるように努める。
- (2) 当局については、議事運営上必要な範囲内において出席を求める。また、必要に応じて会議中に入退室することは妨げない。
- (3) 各会議室には、以下のとおりアクリル板を設置する。

会議室	アクリル板を設置する座席	マスク等の着用
議場	・議長席 ・演壇	自由
大会議室	・委員長席 ・発言席 ・当局席（最前列）	自由
	・委員席等	着用
委員会室	・委員席等	着用

- (4) 委員会における当局の答弁は、飛沫拡散防止の観点から、アクリル板を設置している間は原則着座で行う。
- (5) 委員会室内に委員用の水差し・グラスは用意しないこととする。
なお、水が必要な場合は、各自でマイボトル等により用意する。
- (6) 新型コロナウイルス感染症のまん延を事由としてオンラインによる方法を活用した委員会を開く場合において、委員からのオンライン参加の申請理由が「委員本人が感染者である」又は「委員本人が濃厚接触者である」ため参集が困難とされる場合は、オンラインで参加することを許可する。それ以外の理由の場合は、正副委員長で協議のうえ許可を決定する。

3 傍聴

- (1) 傍聴者については、「1 会議開催に当たっての基本的な感染対策」と同様の対応をお取りいただく。また、受付時に検温を実施し、発熱又は風邪の症状がある場合は傍聴を遠慮いただく。
- (2) 傍聴者の安全・安心の観点から、3密を可能な限り回避するため、傍聴席では1席ずつ間隔を空けて着席する（議場は103席、委員会室は10席、大会議室は20席（間仕切りを使用した場合は15席）を傍聴席数の上限とする）。また、親子傍聴室については、各室1組とする。
- (3) モニター視聴についても3密を回避するよう留意する。
- (4) 傍聴席数には限りがあることから、混雑を回避するため、インターネット中継の積極的な利用も促し、ホームページにおいて周知する。

4 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置実施期間中における対応

緊急事態措置及びまん延防止等重点措置実施期間中に限り、以下の対応も行うこととする。

(1) 本会議

ア 議員の出席

- ・ 議員間の間隔を確保するため、出席議員を半数程度に調整する。
- ・ 議席の配置に基づき、出席する議員を43人ずつのA・Bの2グループに分ける。
- ・ 定足数（43人）を安定的に確保するため、交渉会派においては、Aグループが出席する際は、Bグループの中から各会派所属議員数の1割程度（自民4、立憲2、公明2、共産1）の議員も出席することとし、Bグループが出席する際も同様とする。
- ・ 発言予定者は、A・Bどちらのグループが出席する場合であっても、出席できる。
- ・ 議員間の間隔を確保することを目的として、空いている席に移動することは妨げない。なお、移動する場合も自席の氏名標は下ろさない。
- ・ 本会議に出席しない議員は、議員室等においてインターネット中継を視聴する。
- ・ 採決及び選挙の際は、A・B両グループとも出席する。

イ 当局の出席

当局出席者は必要最小限とし、当日の出席者については運営委員会で確認のうえ、議長から市長等に対し出席要求する。

(2) 予算特別委員会

本会議での対応を踏まえ、予算特別委員会理事会において対応を協議する。

5 その他

(1) 行政視察

ア 視察先の意向や、本市及び視察先地域の状況に留意する等、各委員会において実施の有無を検討する。（特別委員会における会派別の視察を検討する場合は事前に正副委員長に相談する。）

イ 海外への視察については、当面の間、原則として行わない。

- (2) これらの議会運営について見直しが必要になった場合等においては、別途対応を協議する。

市会運営委員会 決定事項

※要綱等に規定していない事項

1 「事由」関係

- 「災害等の発生等」とは、大規模な災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときとする。
 - ・市会BCPに基づく市会災害対策会議が設置された場合は、同会議において、委員会の開催の有無、委員会を開催する場合のオンラインの活用も含めた運営方法等について協議する。その協議結果を踏まえ、正副委員長でオンラインでの開催について協議する。
 - ・市会災害対策会議が設置されない場合（台風の接近や大雪により参集が困難な場合等）は、その時点の状況を踏まえ、正副委員長でオンラインでの開催について協議する。

(2 「開催手続」関係)

3 「対象会議」関係

- 市会運営委員会においては、現行の代理出席（同会派の議員が出席）の運用も継続する。ただし、委員外議員は表決できないため、主に表決が必要な場合にはオンラインで出席する方法も活用する。
- 予算・決算特別委員会（基本計画特別委員会等を含む）においては、質問者が参集困難な場合は、従前どおり同会派の別委員が質問を行うこと、または文書質問等の代替措置で対応する。
なお、質問者が参集困難な場合の文書質問の実施方法等については、先例を踏まえ、予算・決算特別委員会において対応を決定する。
- 運営理事会、予算・決算特別委員会以外の理事会、分科会、小委員会についてはそれらを設置する際に、運営方法を協議する中でオンラインの取り扱いについて決定する。

4 「対象者」関係

- 委員長職を務める者は、原則として招集場所に参集する。
- 副委員長もオンライン参加の対象とする。ただし、副委員長が委員長職を務める場合を除く。
- オンライン出席委員は、円滑な調整を行えるよう携帯電話番号等の緊急連絡先をあらかじめ委員長に連絡する。
- 委員会に出席する正副議長・委員外議員・議案等の提案者及び修正案提出者もオンライン参加の対象とし、その取扱いは委員に準じる。
- 傍聴議員はオンライン参加の対象としない（インターネット中継を利用する）。

5 「表決」関係

- オンライン出席委員も表決できる。
- 採決方法が起立採決の場合も、オンライン出席委員の表決は挙手で行う。

6 「費用弁償」関係

- オンライン出席委員には費用弁償を支給しない。
- オンラインで参加するために必要な費用（通信費等）は自己負担とする。

7 「その他」関係

(①出席の取扱い)

②通信障害時の対応

- 委員長は、通信状況を随時確認する。また、通信障害等の発生により委員会運営に支障があると認めるときは適宜休憩を入れるなど臨機応変な対応をとる。
 - ・オンライン出席委員の発言時に通信障害が発生した場合は、通信状況が復旧した後に再度発言させるなどの対応をとる。

(③除斥の対応)

④委員会資料

- オンライン出席委員はデータファイルで委員会資料を閲覧する。
- 委員会資料は市会デジタルキャビネットやEメール等により提供する。

⑤WEB会議システム

- WEB会議システムはZoomを使用する。
- 表示名及び表示順序は登庁盤のとおりとする。
- オンライン出席委員の背景は無地とする。
- 設定方法等については別途資料を用意し配付する。
- 必要な機材等は各自で調達する。
- 委員会室内に、委員・当局・傍聴席から見える位置にモニターを設置し、オンライン出席委員を表示する。

⑥記録

- オンライン出席委員の発言も、参集委員と同様に記録する。

⑦インターネット中継

- 常任委員会・特別委員会・市会運営委員会においては、委員席全体を表示する際は、オンライン委員を表示したモニターが映るようにする。
- 予算・決算特別委員会においては、
 - ・初委員会、総合・局別審査の際は、従前どおり委員長・質問者等の発言者を中心に表示する（オンライン委員を表示したモニターは映さない）。
 - ・採決の際は、オンライン委員を表示したモニターが映るようにする。

⑧当局が出席困難な場合の対応

- 説明・答弁予定者が出席できない場合、従前どおり代理者が対応することを基本とする。
- やむを得ず代理者での対応が困難な場合は、委員長の了承を得たうえで、オンラインでの出席も可能とする。

⑨公述人・参考人等のオンラインの活用

- 公述人・参考人等については、事由を定めず、遠方にいる参考人に出席を求める場合や、感染症等により委員会室への出席が困難な場合等に活用する。

⑩その他

- 地方自治法・会議規則・委員会条例等の各種規定は、参集委員と同様にオンライン委員にも適用される。

議第 号議案

横浜市会会議規則の一部改正

横浜市会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日提出

市会運営委員会委員長名

横浜市会規則（番号）

横浜市会会議規則の一部を改正する規則

横浜市会会議規則（昭和43年5月横浜市会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第76条に次の1項を加える。

- 3 委員でない議員が第1項の規定により委員会において説明し、若しくは意見を述べ、又は前項の規定により発言するに当たり、当該委員会が横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号。以下「条例」という。）第9条の2第1項に規定するオンラインによる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会である場合には、当該委員でない議員は、当該委員会の委員長の許可を得てオンラインによる方法で当該委員会の開会場所以外の場所から委員会に参加して、説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

第78条に次の1項を加える。

- 2 提案者及び修正案提出者は、当該委員会がオンラインによる方法を活用した委員会である場合には、前項の規定にかかわらず、当該委員会の委員長の許可を得てオンラインによる方法で当該委員会の開会場所以外の場所から委員会に参加して、発言を求めることができる。

第81条第1項中「出席委員」の次に「（条例第9条の2第3項の規定により当該委員会に出席したものとみなされた委員を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

オンラインによる方法を活用した委員会に係る出席の特例の導入に伴い、委員でない議員のオンラインによる方法での委員会への参加等に関する規定の整備を図る等のため、横浜市会会議規則の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会会議規則（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（委員でない議員の発言）

第76条 （第1項及び第2項省略）

3 委員でない議員が第1項の規定により委員会において説明し、若しくは意見を述べ、又は前項の規定により発言するに当たり、当該委員会が横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号。以下「条例」という。）第9条の2第1項に規定するオンラインによる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会である場合には、当該委員でない議員は、当該委員会の委員長の許可を得てオンラインによる方法で当該委員会の開会場所以外の場所から委員会に参加して、説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

（提案者及び修正案提出者の発言）

第78条 （第1項省略）

2 提案者及び修正案提出者は、当該委員会がオンラインによる方法を活用した委員会である場合には、前項の規定にかかわらず、当該委員会の委員長の許可を得てオンラインによる方法で当該委員会の開会場所以外の場所から委員会に参加して、発言を求めることができる。

（少数意見の留保）

第81条 委員会において少数のため廃棄された意見で、他に出席委員（条例第9条の2第3項の規定により当該委員会に出席したものとみなされた委員を含む。）1人以上の賛成を得たときは、これを少数意見として留保することができる。

（第2項及び第3項省略）

議第 号議案

横浜市会委員会条例の一部改正

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 年 月 日提出

市会運営委員会委員長名

横浜市条例（番号）

横浜市会委員会条例の一部を改正する条例

横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

（出席の特例）

第9条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他の重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会を招集する場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会を開き、当該委員会を招集する場所以外の場所から委員を委員会に参加させることができる。ただし、第13条の2の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で参加を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の規定による許可を得て委員会に参加した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法を活用した委員会の開催手続その他必要な事項は、議長が別に定める。

第10条中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

第12条に次の1項を加える。

2 前項の規定によりその議事に参与することができない委員が、第9条の2第2項の規定による許可を得て委員会に参加しているときは、当該委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第16条に次の2項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法を活用した委員会でない場合においても、オンラインによる方法で公聴会に参加して、意見を述べることができる。

4 前項の規定により公聴会に参加した公述人は、公聴会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

第20条に次の2項を加える。

- 4 参考人は、オンラインによる方法を活用した委員会でない場合においても、オンラインによる方法で委員会に参加して、意見を述べることができる。
- 5 前項の規定により委員会に参加した参考人は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)
- 2 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。
第5条第3項中「とき」の次に「(横浜市会委員会条例（昭和43年5月横浜市条例第28号）第9条の2第3項の規定により委員会に出席したものとみなされたときを除く。）」を加える。

提 案 理 由

オンラインによる方法を活用した委員会に関する規定を設けるとともに、関係規定の整備を図る等のため、横浜市会委員会条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会委員会条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（出席の特例）

第9条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他の重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会を招集する場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会を開き、当該委員会を招集する場所以外の場所から委員を委員会に参加させることができる。ただし、第13条の2の秘密会は、この限りでない。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で参加を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の規定による許可を得て委員会に参加した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法を活用した委員会の開催手続その他必要な事項は、議長が別に定める。

（定足数）

第10条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第12条第1項の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

（委員長及び委員の除斥）

第12条 （第1項省略）

2 前項の規定によりその議事に参与することができない委員が、第9条の2第2項の規定による許可を得て委員会に参加しているときは、当該委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

(公述人の決定)

第16条 (第1項及び第2項省略)

- 3 公述人は、オンラインによる方法を活用した委員会でない場合においても、オンラインによる方法で公聴会に参加して、意見を述べることができる。
- 4 前項の規定により公聴会に参加した公述人は、公聴会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

(参考人の意見聴取)

第20条 (第1項から第3項まで省略)

- 4 参考人は、オンラインによる方法を活用した委員会でない場合においても、オンラインによる方法で委員会に参加して、意見を述べることができる。
- 5 前項の規定により委員会に参加した参考人は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(費用弁償)

第5条 (第1項及び第2項省略)

- 3 議員が招集に応じて会議、委員会(分科会、小委員会及び理事会を含む。)又は地方自治法第100条第12項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場(以下「会議等」という。)に出席したとき(横浜市会委員会条例(昭和43年5月横浜市条例第28号)第9条の2第3項の規定により委員会に出席したものとみなされたときを除く。)は、費用弁償として、1日につき、次の各号に掲げる議員の居住地の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

(第1号から第3号まで及び第4項省略)